

渋谷区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、渋谷区（以下「区」という。）が締結する公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約に係る事業の質の向上を図り、もって区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 区が発注する工事請負の契約をいう。
- 二 受注者 区と公契約を締結した者をいう。
- 三 下請負者 下請その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から公契約に係

る業務の一部について請け負った者をいう。

四 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は下請負者（以下「受注者等」という。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。

以下同じ。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

五 賃金等 労働基準法第十一条に規定する賃金及び労働者等の収入をいう。

（区の責務）

第三条 区は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

（受注者の責務）

第四条 受注者は、公契約を受注した責任を自覚し、法令等を遵守することはもとより、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第五条 この条例が適用される公契約は、予定価格一億円以上の工事の請負契約及び適正な賃金等の水準を確保するため、区長が特に必要と認める工事の請負契約（以下これらの契約を「対象工事請負契約」という。）とする。

(労働者等の賃金)

第六条 対象工事請負契約の受注者等は、区長が職種ごとに応じ指定する当該契約に係る業務に従事する労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第七条に規定する者を除く。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

2 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労働報酬下限額は、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

（労働報酬下限額）

第七条 区長は、労働報酬下限額を定めるときは、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額を勘案するものとする。

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第十七条の渋谷区労働報酬審議会
の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

（対象工事請負契約の内容）

第八条 区長は、対象工事請負契約において、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者は、当該事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、労働者等の氏名、職種、労働時間その他区規則で定める事項を記載した台帳を作成すること。

二 受注者は、前号の台帳の写しを区長が指定する期日までに区長に提出すること。

三 受注者は、次に掲げる事項について、対象工事請負契約に係る事業が行われる事業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者等に周知すること。

ア この条例が適用される労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先

エ 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益

な取扱いを受けないこと。

四 受注者は、下請負者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、下請負者と連帯して当該労働者等に支払う義務を負うこと。

(労働者等の申出)

第九条 労働者等は、対象工事請負契約に係り、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者等にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 受注者等は、労働者等から前条の規定による申出があつた場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査)

第十一条 区長は、労働者等から第九条の規定による申出があつたときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第十二条 区長は、前条第一項の報告又は立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じるものとする。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じら

れた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める期日までに、区長に報告しなければならぬ。

(契約解除)

第十三条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象工事請負契約を解除することができる。

一 第十一条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 前条第一項の命令に従わないとき又は同条第二項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により対象工事請負契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第十四条 受注者は、前条第一項の規定による解除によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第十五条 区長は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。

(公表)

第十六条 区長は、第十三条第一項の規定により対象工事請負契約を解除したときは、その旨を公表することができる。

(渋谷区労働報酬審議会)

第十七条 区長の諮問に応じ、労働報酬下限額及び公契約に係る施策に関する重要事項に

ついて調査審議するために、渋谷区労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員七人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

（委任）

第十八条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第十七条及び次項の規定

は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十九年渋谷区条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十五号を第三十六号とし、第五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 渋谷区労働報酬審議会

会長 一八、〇〇〇円

委員 一二、〇〇〇円